

学内ガバナンスと理事長・学長の職務・権限について

1. 理事長・学長の職務・権限

- 「理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。」（地方独立行政法人法第 13 条第 1 項）
- 「公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、・・・大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとするができる。」（地方独立行政法人法第 71 条第 1 項）
- 「学長は、①校務をつかさどり、②所属職員を統督する。」（学校教育法第 92 条第 3 項）
 - ①校務に関する最終決定権
 - ②教職員への指揮命令権
 } 包括的な最終責任者としての職務と権限を有する
- 具体には定款、学内規程等で規定

2. 学校教育法の一部改正（平成27年4月1日施行）について

- 学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学運営できるガバナンス体制の構築
 - 学長の補佐体制を強化するため副学長の権限を強化
 - ・学長指示の範囲内で、自らの権限で校務を処理することを可能にした
 - 教授会の役割を明確化
 - ・教育研究に関する事項についての審議機関
 - ・決定権者である学長等に対して意見を述べる関係

3. 大学運営に対するチェック

- 学長選考会議や理事会、経営委員会及び監事等が恒常的に確認

公立大学法人島根県立大学

(1) 法人役員

| 役職名 | 氏名 | 兼職名 |
|--------|--------|------------------------|
| 理事長 | 清原 正義 | 島根県立大学長 島根県立短期大学部学長 |
| 副理事長 | 小池 律雄 | |
| 理事(学外) | 荒木 恭司 | 島根電工株式会社代表取締役社長 |
| 理事(学外) | 岩谷 百合雄 | 株式会社 岩多屋 取締役会長 |
| 理事(学外) | 平下 洋子 | 株式会社 三維 取締役会長 |
| 理事 | 江口 伸吾 | 副学長(浜田キャンパス担当) |
| 理事 | 山下 一也 | 副学長(出雲キャンパス担当) |
| 理事 | 岸本 強 | 副学長(松江キャンパス担当) |

(2) 監事

| 役職名 | 氏名 | 現職 |
|-----|-------|--------------|
| 監事 | 吉本 晃司 | 日本海信用金庫 理事長 |
| | 丸山 創 | 弁護士(島根県弁護士会) |

(3) 経営委員会

| 役職名 | 氏名 | 現職 |
|------------------------|--------|-------------------------|
| 経営委員 (外部委員) | 久保田 章市 | 浜田市長 |
| | 室崎 富恵 | 社会福祉法人いわみ福祉会理事長 |
| | 山根 常正 | 株式会社山陰中央新報社取締役会長 |
| | 永瀬 嘉之 | 島根県公立高等学校長協会(松江東高等学校校長) |
| 経営委員 (法人役員) 【再掲】 | 清原 正義 | 理事長・学長 |
| | 小池 律雄 | 副理事長 |
| | 荒木 恭司 | 理事(島根電工株式会社代表取締役社長) |
| | 岩谷 百合雄 | 株式会社 岩多屋 取締役会長 |
| | 平下 洋子 | 株式会社 三維 取締役会長 |
| | 江口 伸吾 | 理事・副学長(浜田キャンパス担当) |
| | 山下 一也 | 理事・副学長(出雲キャンパス担当) |
| 経営委員 (法人職員) | 岸本 強 | 理事・副学長(松江キャンパス担当) |
| | 赤坂 一念 | 島根県立大学 教授 |